

雑がみを出したいけど  
紙袋がない… そんな時は！

### 簡単！雑がみ袋を作ってみよう！！

準備するもの  
・不要になった  
フリーペーパーなどの紙  
(同じ大きさの紙) 2枚  
・のり

(今回は広報を使用)



紙を2枚2cmほど重ね、  
のりを塗ってつなげる。



両側を元々の折り目のまま折り、重なる  
部分のをりで貼り付け、袋状にする。



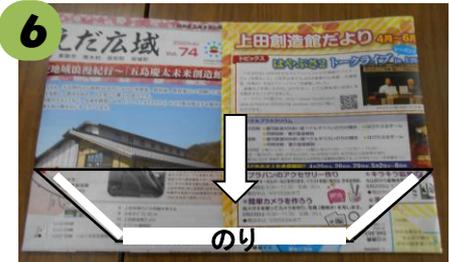
下の部分を10cmほど上向きに  
折る。



③で折った部分を開いて  
写真のように折る。



開いた部分を下の折り目より1~2cm  
出るように折り、点線の部分を裏側に  
折る。



⑤で折っていない上部分を折り返し、  
重なる部分にのりを貼って張り付ける。



広げて形を整えたら完成！！

雑がみ(菓子箱、ティッシュ箱、  
プリント、メモ用紙、包装紙、古封筒、  
トイレトペーパーなどの芯 など)  
を入れて、まとめて縛って  
資源物回収へ出しましょう！

### 間違えないで！出し方の再確認！！

ペットボトル



ペットボトルのラベル(シール製・紙製・  
プラスチック製)は剥がしてください。

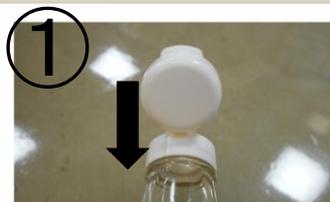
びん



※乳白色以外  
の色**のびんは**  
**資源物回収へ！**

乳白色のびんは燃やせないごみでお出してください。

びんなどのふたの  
キレイな取り方



ふたを下へゆっくり引っ張る。



とれた！

(裏面もご覧ください)

# その野焼き、焼却、 迷惑をかけていませんか？



家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は法律により原則禁止とされています。例外として認められる焼却もありますが、認められた焼却であっても、焼却による煙やにおいて、「洗濯物ににおいがついてしまった」、「窓が開けられない」、「家の中ににおいが入ってきてしまった」等、近隣の方が困っている場合があります。なるべく焼却以外の方法(その場に野積みにする、もしくは可燃ごみとして出す等)を検討しましょう。

やむを得ず焼却を行う場合は、下記の内容を御参考に周囲への御配慮をお願いいたします。

※例外として認められている焼却は以下の通りです。

- ・どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・稲わら、果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却
- ・たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却(煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却)

## 焼却を行う際の注意点

- 焼却を行う時間帯や風向き、風量などに注意し、近隣に一言声をかける等、迷惑とならないように気を付けてください
- 草や枝木等の自然物のみの焼却とし、プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニール等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください
- 十分に乾燥させたくうえで、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてください
- ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう
- 焼却を行う場合は事前に近隣の消防署へ連絡をしてください
- 水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください
- 焼却中は絶対にその場を離れないでください
- 最後に完全に火が消えたことを確認してください

## 灯油等の漏油に御注意を！

これからの時期、ホームタンク等からの漏油事故の発生が懸念されます。以下のことに注意し、漏油防止を徹底しましょう。

- 使用前に漏れや傷み等の異常がないか点検を行いましょ
  - 給油中は絶対に目を離さないようにしましょ
  - 給油後の閉め忘れに注意しましょ
- 漏油に気付いた場合はすぐに下記連絡先まで御連絡ください。



表面 廃棄物対策課 22-0666

裏面 上田市役所(本庁)

丸子地域自治センター

生活環境課 23-5120

市民サービス課 42-1216

武石地域自治センター

真田地域自治センター

市民サービス課 85-2312

市民サービス課 72-0154